令和 3. 4. 1 制 定

(趣 旨)

第1条 この内規は、群馬大学研究・産学連携推進機構研究・産学連携戦略本部規程第3 条第2項の規定に基づき、群馬大学研究・産学連携推進機構研究・産学連携戦略本部研 究URA室(以下「研究URA室」という。)に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 研究URA室は,群馬大学(以下「本学」という。)の研究戦略及び産学連携戦略を踏まえ,本学の研究力の強化に資することを目的とする。

(業務)

- 第3条 研究URA室は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 本学の研究活動等の調査・分析に関すること。
 - (2) 科学技術・学術政策等の動向把握等に関すること。
 - (3) 競争的資金等に係る情報収集・分析及び申請支援に関すること。
 - (4) プロジェクト研究推進の支援に関すること。
 - (5) 産学官連携推進の支援に関すること。
 - (6) その他研究URA室の目的を達成するために必要な事項

(職員)

- 第4条 研究URA室に、室長を置く。
- 2 研究URA室に副室長を置くことができる。

(室 長)

- 第5条 室長は、理事(研究・企画担当)をもって充てる。
- 2 室長は、研究URA室の業務を掌理する。

(副 室 長)

第6条 副室長は、室長が指名する職員をもって充て、室長を補佐する。

(運 営)

第7条 研究URA室の円滑な運営に関し必要な事項は別に定める。

(事務)

第8条 研究URA室の事務は、関係部課等の協力を得て、研究推進部において処理する。

(内規の改廃)

第9条 この内規の改廃は、学長が行う。

附則

この内規は、令和3年4月1日から施行する。